

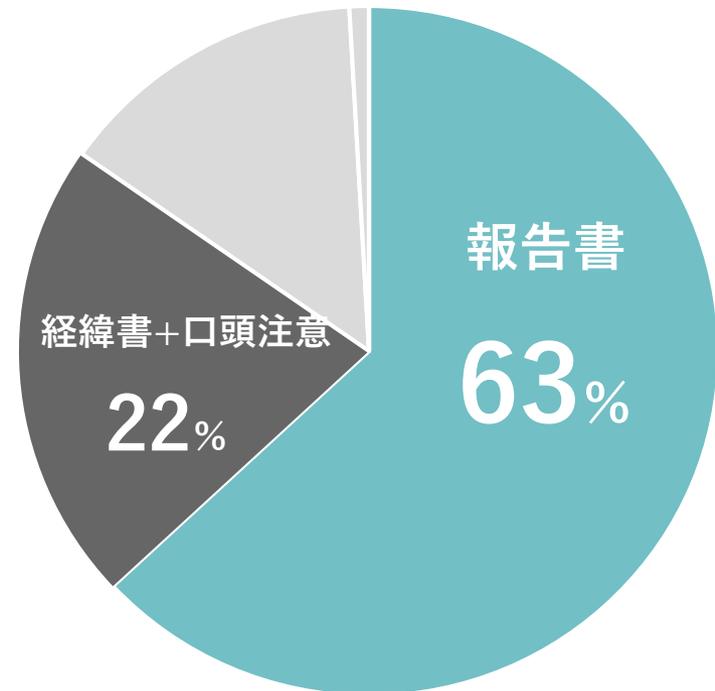
外為法違反事例について
(安全保障貿易関係)
【令和元年度】

令和2年10月
経済産業省 貿易経済協力局
安全保障貿易検査官室

① 処分内容別割合

- 「**行政制裁**」 & 「**警告**」：故意性のある悪質な違反処分実績は**無し**。
- 「**経緯書+文書注意**」 & 「**経緯書+口頭注意**」：法益侵害度、再発可能性を審査し、比較的問題が大きい場合に処分する事案は、それぞれ**1%**、**22%**。
- 「**報告書**」：違反原因の究明と再発防止の宣誓ですとする軽微な事案は、**最多の63%**。
→初回許可条件違反などの審査課対応の「報告書」（14%）を含めると77%。

処分内容	割合
行政制裁	0%
警告	0%
経緯書+文書嚴重注意	1%
経緯書+口頭注意	22%
報告書	63%
報告書（許可条件違反）	14%

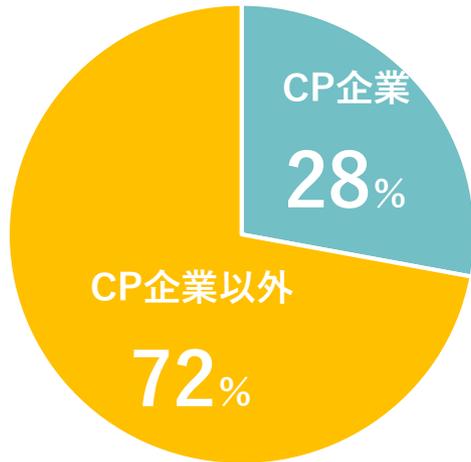


②企業規模別違反割合

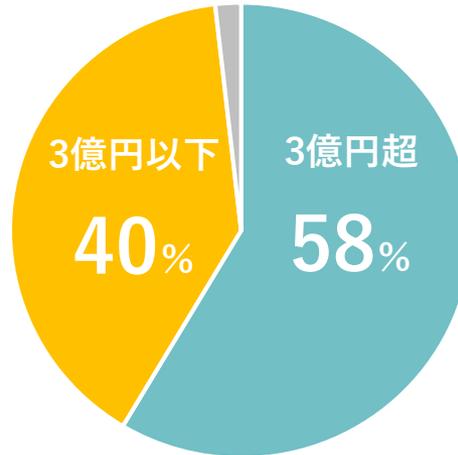
- CP届出別でみると、CP届出企業以外の割合が極めて高い（72%）。
- 資本金別でみると、3億円超が過半（58%）を占める。
- 従業員別でみると、300人以下が大半（63%（43%+20%））を占める。



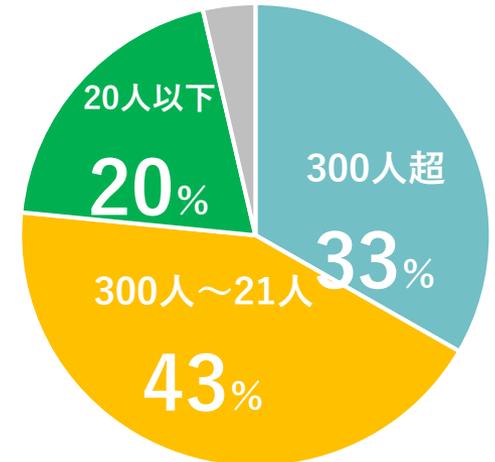
CP届出別



資本金別



従業員別



企業	割合
CP企業	28%
CP企業以外	72%

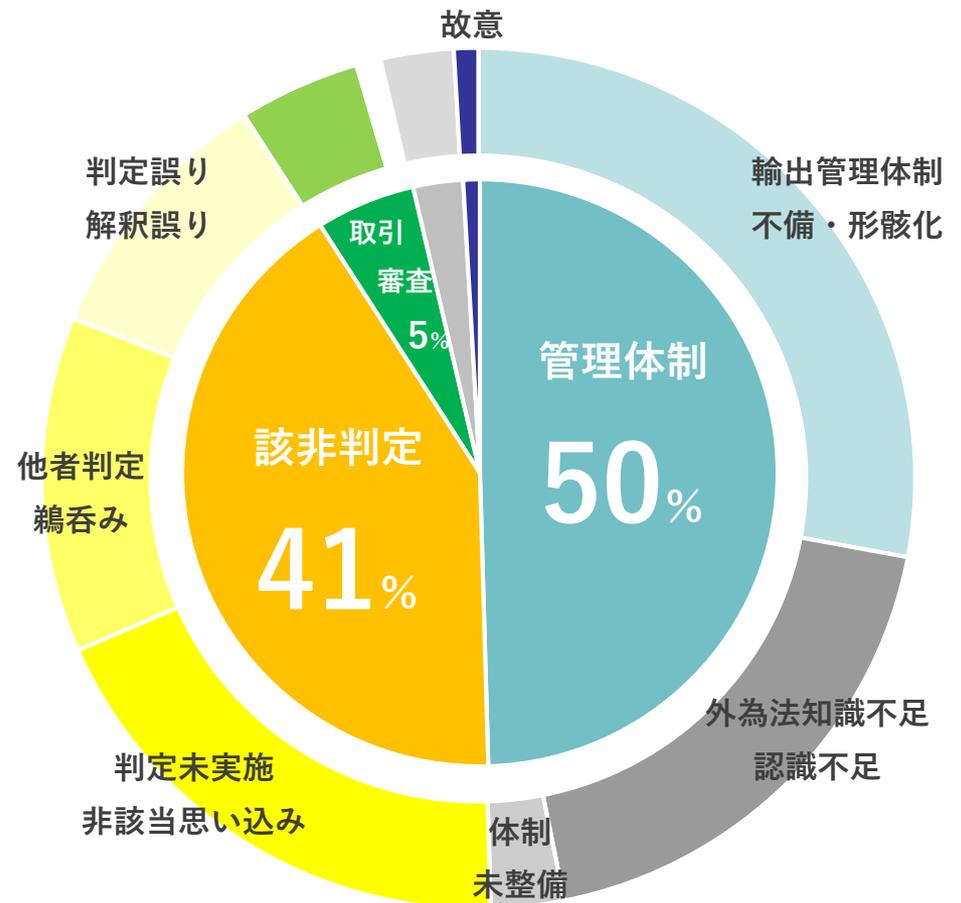
資本金	割合
3億円超	58%
3億円以下	40%
その他	2%

従業員数	割合
300人超	33%
300人～21人	43%
20人以下	20%
その他	4%

③原因分類別割合

- 輸出管理体制の不備・形骸化及び知識不足など「**管理体制**」の違反が**50%**と最多。
- 次いで判定誤り、未実施及び他者判定鵜呑みなど「**該非判定**」の違反は**41%**。

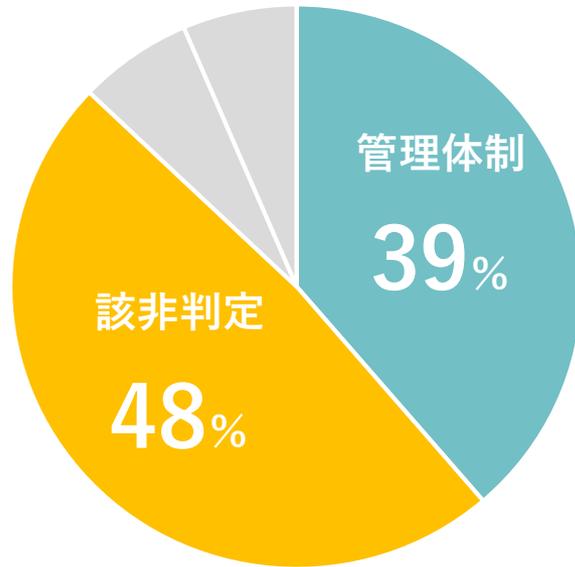
分類	違反原因	割合
管理体制	輸出管理体制の不備・形骸化	28%
	外為法認識不足・知識欠如	19%
	管理ルール・体制未整備	3%
該非判定	判定未実施／非規制思い込み	19%
	他者誤判定鵜呑み	12%
	判定誤り／法令解釈誤り	10%
取引審査	許可不要特例適用誤り	4%
	許可申請等誤り	1%
出荷管理	出荷・申告時の誤り	3%
故意重過失	故意	1%



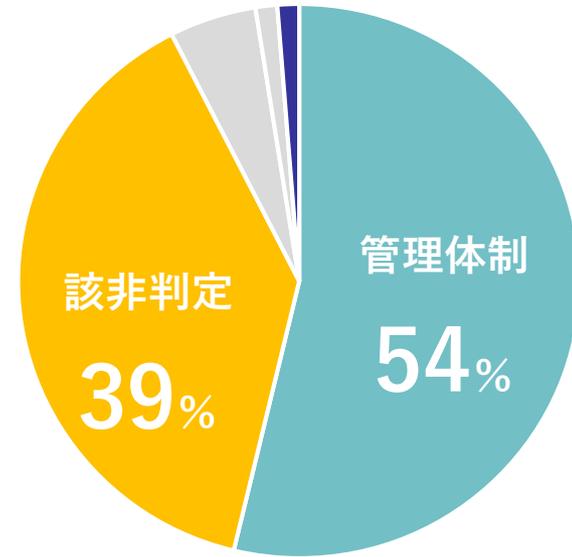
④違反原因分類別割合（CP届出の有無）



CP届出企業

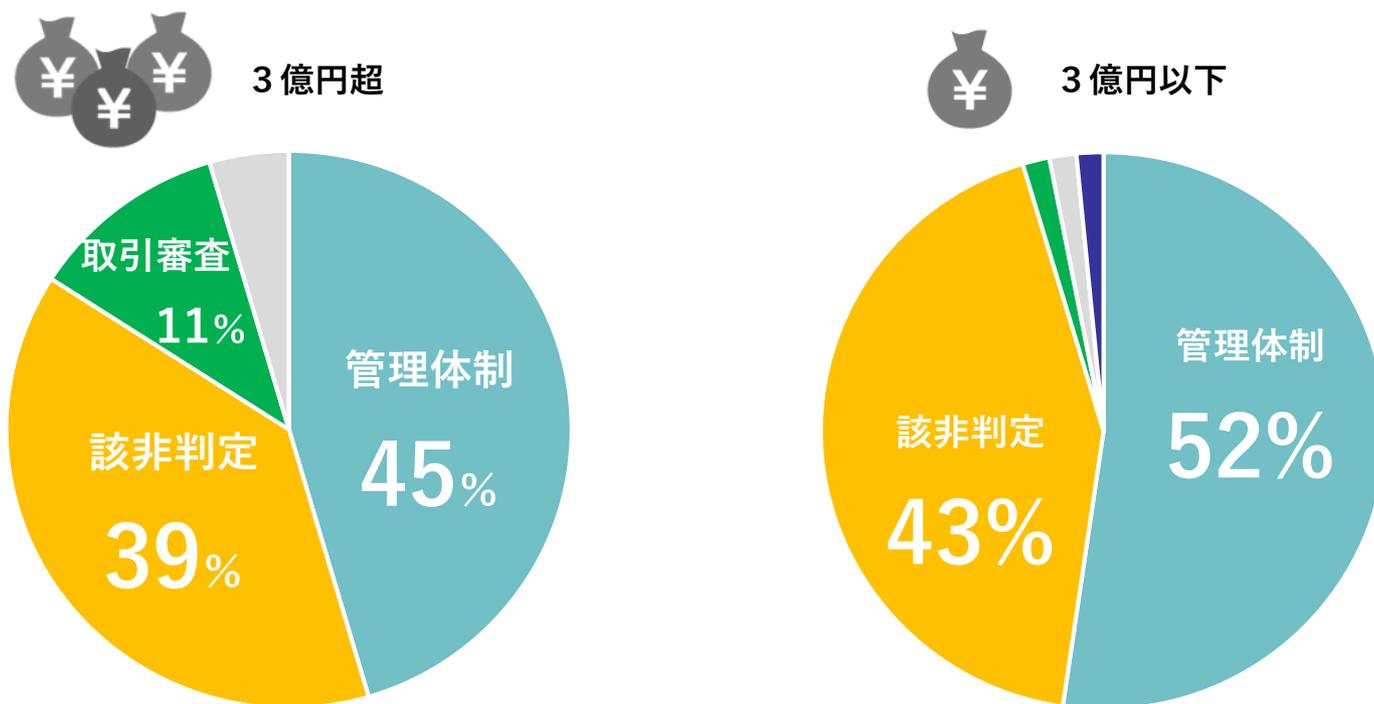


CP届出企業以外



違反原因	CP届出企業	CP届出企業以外	ALL
管理体制	39%	54%	50%
該非判定	49%	39%	41%
取引審査	6%	5%	5%
出荷管理	6%	1%	3%
故意・重過失	0%	1%	1%

⑤違反原因分類別割合（資本金別）

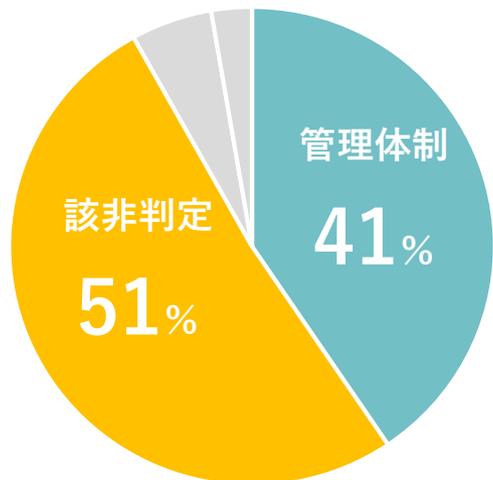


違反原因	3億円超	3億円以下	不明等	ALL
管理体制	45%	52%	50%	50%
該非判定	39%	43%	50%	41%
取引審査	11%	2%	0%	5%
出荷管理	5%	2%	0%	3%
故意・重過失	0%	2%	0%	1%

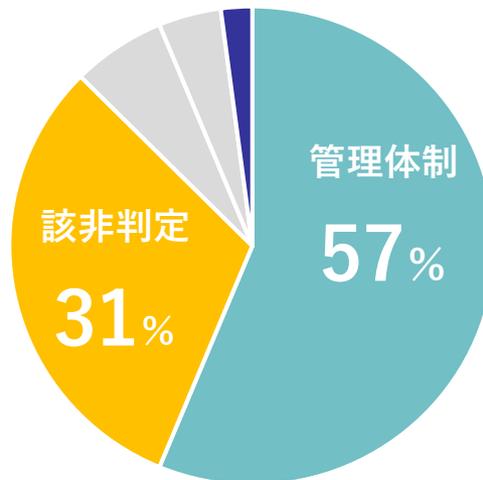
⑥違反原因分類別割合（従業員数別）



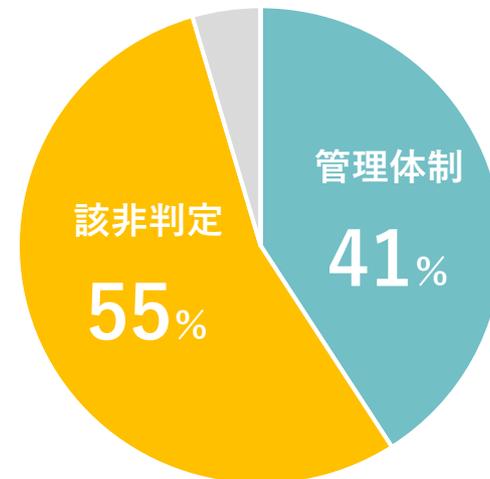
300人超



300人~21人



20人以下

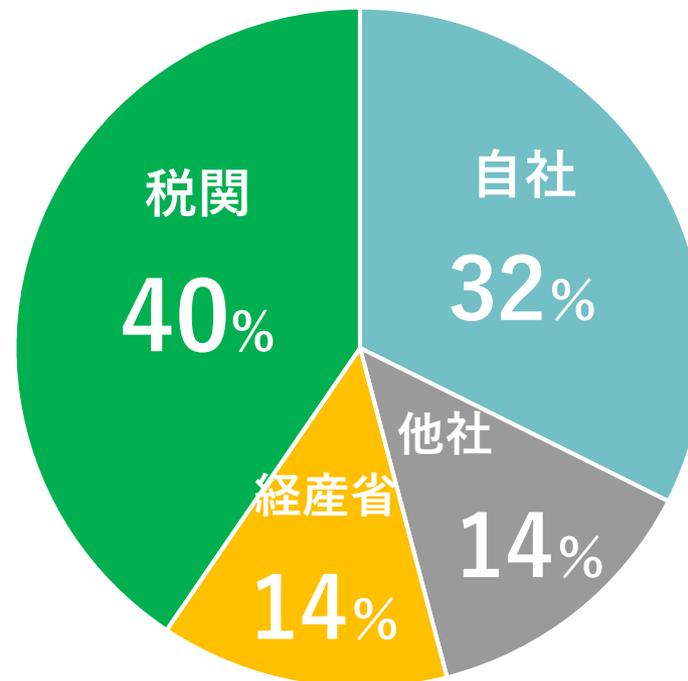


違反原因	300人超	300人~21人	20人以下	不明等	ALL
管理体制	41%	57%	41%	100%	50%
該非判定	51%	31%	55%	0%	41%
取引審査	5%	6%	5%	0%	5%
出荷管理	3%	4%	0%	0%	3%
故意・重過失	0%	2%	0%	0%	1%

⑦違反発覚の端緒分類別割合

- 税関による事後調査を端緒に発覚した事案が、最多の40%。
- 次いで、社内監査などによる自社にて発覚した事案が32%。
- メーカー等他社から輸出後に指摘（判定誤り連絡）を受けた事案も14%。
- 経産省が端緒となる事案では、履行報告の確認、許可審査時に過去輸出の対応を聴取、立入検査時に違反が発覚した事案が14%。

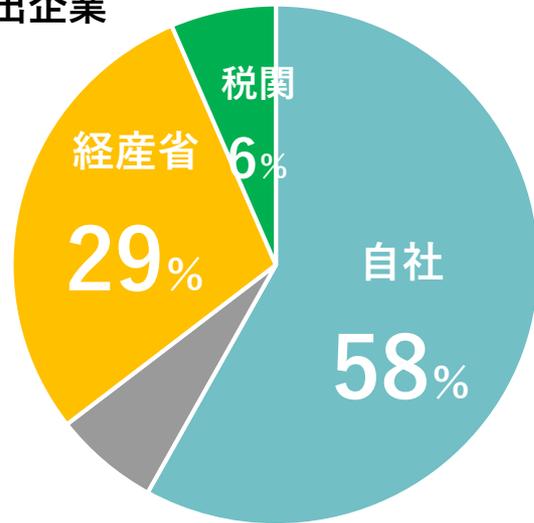
分類	端緒	割合
自主通報	自社	32%
	他社	14%
公的機関指摘	経産省	14%
	税関	40%



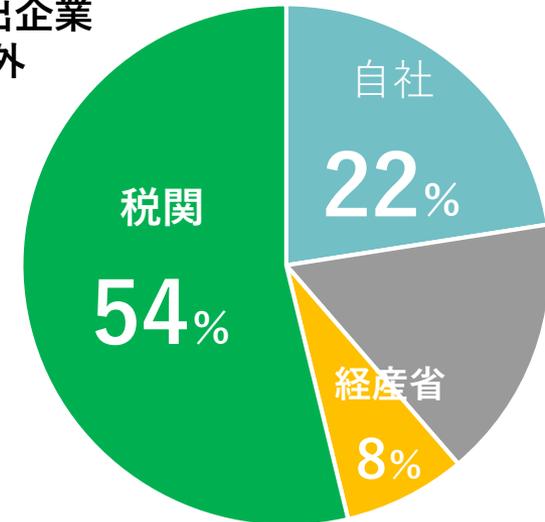
⑧違反発覚の端緒分類別割合（CP届出の有無）

- CP届出企業は、社内監査などによる発覚後の**自社通報**が58%と**大半**を占める。
また、**経産省指摘**が29%と**高い**。
- CP届出企業以外は、**自主通報**の割合が**低く**、特に**税関指摘**が54%と**高い**。

CP届出企業



CP届出企業
以外



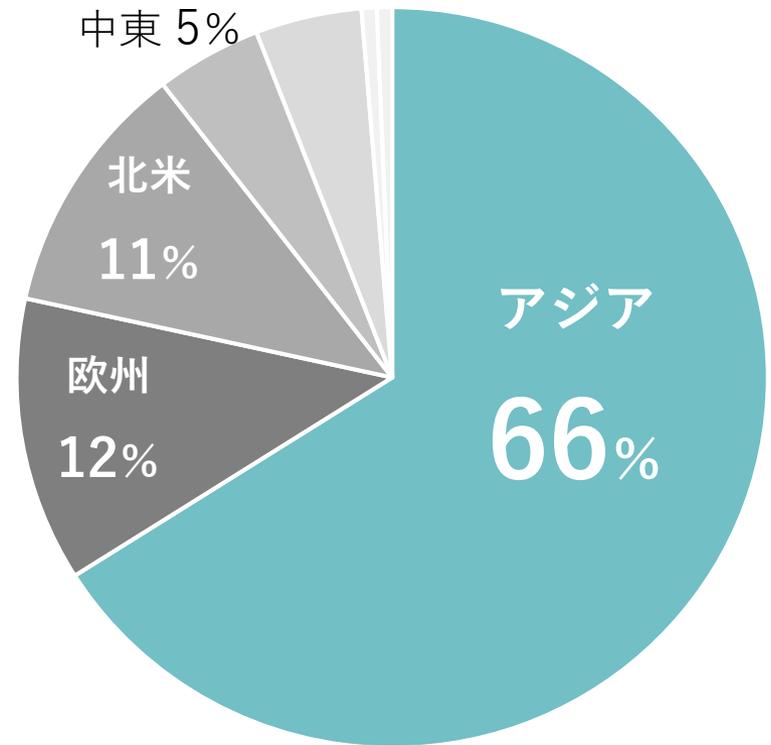
分類	端緒	割合
自主通報	自社	58%
	他社	6.5%
公的機関指摘	経産省	29%
	税関	6.5%

分類	端緒	割合
自主通報	自社	22%
	他社	16%
公的機関指摘	経産省	8%
	税関	54%

⑨違反仕向地域別割合

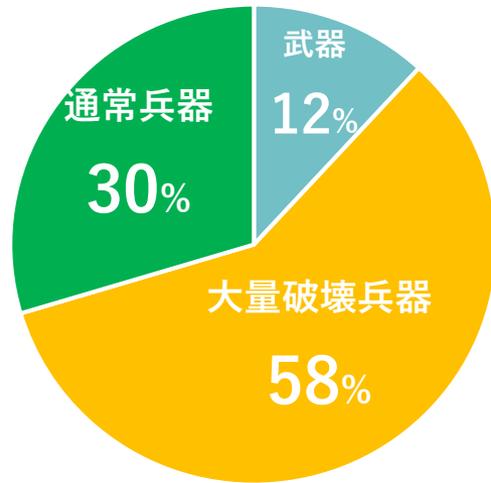
- アジア向けが**66%**と多い。
- 次いで先進国の多い地域である**欧州**が**12%**、**北米**が**11%**と続く。

順位	地域	割合
1	アジア	66%
2	欧州	12%
3	北米	11%
4	中東	5%
5	中南米	5%
6	アフリカ	1%
6	大洋州	1%



⑩違反項番別割合

- 大量破壊兵器関連（2～4項）は58%、通常兵器関連（5～15項）は30%。
- 項番別では、圧力計、光検出器等及び弁又はその部品が多い。
- 貨物は85%、役務が15%と貨物が太宗を占める。



分類	割合
武器関連	12%
大量破壊兵器関連	58%
通常兵器関連	30%
キャッチオール関連	0%

項番別上位10位

順位	項番	項目	割合
1	2(33)	圧力計・ベローズ弁	10%
2	10(2)	光検出器又は冷却器等	5%
3	3(2)7	弁又はその他部品	5%
4	3(2)9	ポンプ又はその部分品	4%
5	2(12)1	数値制御工作機械	4%
6	外4(1)	ロケット・製造装置等の設計等	4%
7	10(4)	電子式のカメラ等	4%
8	10(8)	レーザー発振器等	4%
9	3(1)	軍用化学製剤の原料他	4%
10	9(7)	暗号装置等	3%
-	その他		53%

⑪違反事例と違反防止のポイント①

違反事例	違反防止のポイント	備考
「他者判定の鵜呑み」「非該当との思い込み」が原因の例		
★メーカーの非該当との判断を鵜呑みにして、無許可で輸出してしまった。	・輸出する全ての貨物等について、他社判定を鵜呑みにせず自ら再確認が必要。	・違法行為の責任は、結局輸出者が負うことになる。
★以前同じものを輸出したときは非該当だったから、今回も非該当と重い無許可で輸出した。	・該非判定をする際は、輸出時期を念頭に置き、最新の規制内容に基づいて行うことが必要。	・規制内容が変更された時には、該非判定の見直しが必要、リスト改正是毎年行われている。
★従来品（非該当）が生産中止のため、代替品を発注・輸出したが、当然非該当と思い込んだ。	・メーカーから該非判定書を入手し、社内での再確認が必要。	・代替品は、スペックが異なる可能性があるため、最新の該非判定書の入手が必要。
★本体が非該当であれば、部品も非該当になると思い込み、輸出をしてしまった。	・本体が非該当の場合でも、部品も該非判定が必要。	・組込部品が該当となる場合あり、外為法の正しい理解が必要。
★貨物と同様、プログラムも非該当と思い込んだ。	・貨物とプログラム（役務）はそれぞれ該非判定が必要。	・貨物は輸出令、役務は外為令で規制。
★海外の親会社も閲覧可能なクラウド環境に該当プログラムを無許可で保存してしまった。	・クラウド環境でも該非判定が必要であり、社内教育によりその旨周知が必要。	・クラウド環境での提供が役務提供に当たるとの認識がなかった。
★デモ機の貸出しは該非判定不要と思い込んで無許可で輸出した。	・デモ機の貸出しでも輸出に当たることから該非判定が必要。	・デモ機の貸出しが輸出に当たるとの認識がなかった。
「法令の誤解釈」「法認識欠如」が原因の例		
★非該当の装置を部分品とともに輸出する際、部分品の価格が装置の10%未満の場合、特例により部分品も一律非該当と思い込んでしまった。	・部分品特例が記載された運用通達に従って、厳格な確認を行い、特例が適用できない場合には、該非判定が必要。	・部分品特例は、本体の主要な要素となっていない又は分離しがたい場合等に限定。
★2項該当貨物のサンプル出荷品について、少額特例が適用できると思い込んでしまった。	・特例適用の可否について、ダブルチェック体制を講じるなどして、厳格な確認が必要。	・少額特例は、1～4項の貨物には適用されない。
★輸入した機器の故障修理のための返送なら、輸出許可が不要と思い込んだ。	・修理のための返送や不良品の返品でも輸出許可が必要。	・返品でも輸出許可の対象となる。修理特例との違いに注意。
★輸出を行った社員に外為法の知識が無く、当該貨物を非該当として輸出した。	・外為法の研修や説明会を社員に行い、貿易管理への理解を深めることが必要。	・社員の貿易管理の知識不足が、会社の損失を招く。
★メーカーから該非判定書を入手したが、リスト規制に該当しても、用途・需要者に懸念が無ければ、許可不要と思い込んだ。	・リスト規制に該当した場合は、用途・需要者にかかわらず、許可申請が必要。	・該非判定の手続を定め、社内教育を行い、周知・実施することが必要

⑪違反事例と違反防止のポイント②

違反事例	違反防止のポイント	備考
「体制未整備」「体制の形骸化」「出荷誤り」が原因の例		
★メーカーから該非判定書を入手したが、許可申請の方法が分からず放置し、無許可輸出した。	<ul style="list-style-type: none"> 輸出管理体制が未整備のため、輸出者等遵守基準を網羅したCPを整備し、輸出に当たっては、CPに基づく手続が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全保障貿易管理説明会等を通じて制度を理解し、社内周知を行うことが必要。
★輸出許可申請が必要な場合は、通関業者から何らかの指示があるものと思っていた。（なかったので無許可輸出した。）		<ul style="list-style-type: none"> 該非判定は輸出者の義務であり、メーカーから連絡が無い場合でも確認することが必要。
★輸送業者に該当品を保管させ、許可申請の手続中に、輸送業者が誤って出荷（無許可輸出）してしまった。	<ul style="list-style-type: none"> 出荷時には、該非判定、取引審査や許可証の取得が完了していることを確認の上、貨物等の同一性を確認する体制が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 出荷の確認は、違反の未然防止の最終関門。
★包括許可証が使用できない地域への技術提供に、誤って包括を適用して実施してしまった。	<ul style="list-style-type: none"> 取引審査において、包括許可の適用範囲を重層的に確認する体制が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 輸出管理体制が形骸化したことにより、古いマトリックス表で判断した。
★社内に輸出管理体制が存在せず、許可申請の要否は全て通関業者任せ、結果的に無許可輸出が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> 輸出等を行う貨物や技術について、該非確認に係る手続を定めることが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業等アウトリーチ事業を活用性、輸出管理体制を構築。
★輸出許可に付随した許可条件への違反行為が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> 特一包括を使用してグループA向けにその他の軍事用途に用いられる貨物を輸出する場合、事後報告が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全保障の観点から、許可条件を付しており、履行されない場合には安保リスク大。
★リスト改正を踏まえ、社内のシステム変更を行ったが、適用日まで改修が間に合わず、該非判定誤りが発生した。	<ul style="list-style-type: none"> 効率的に該非を判断するため、製品開発時後、即座に該非判定を行うことは良いが、政省令開発時には即座にそのリストを見直す体制・手続を定めておくことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 規制内容が変更された時には、該非判定の見直しが必要、リスト改正は毎年行われている。
★1項該当のピクリン酸の輸出の際、通達改正が理解できず、「火薬類」とは「火取法」で定める火薬類と思い込み、非該当として輸出してしまった。	<ul style="list-style-type: none"> 通達改正が理解できない場合や、既存製品の該非判定に疑義が生じた場合は、経産省等に確認を行うことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 「火薬類」とは、火取法対象外の火薬類も含まれる。
★2項及び4項で該非判定が必要な貨物を、2項のみで該非判定を行い、非該当と判定してしまった。	<ul style="list-style-type: none"> 該非判定は、ダブルチェック体制を講じるなどして、厳格な確認が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> リスト規制は、複数の項番に該当する可能性がある。
★仲介貿易で移転した貨物の修理の場合には、規制の対象外なのではと思い込んだ。	<ul style="list-style-type: none"> 修理の場合であっても三国間の取引要件を満たす場合には、仲介貿易規制の対象であることを理解することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 仲介貿易は役務取引規制。